

事 務 連 絡

平成29年1月20日

各都道府県人事担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各指定都市人事担当課  
各人事委員会事務局

} 御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

任期付職員制度における他団体の定年退職者等の任用例について

今般、内閣府地方分権改革推進室において、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく全国的な制度改正に係る提案募集が行われ、平成28年12月20日に「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

この閣議決定において、「地方公共団体の定年退職者等については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、他の地方公共団体においても任用できることや、その具体的な任用事例について地方公共団体に平成28年度中に通知するなど、必要な周知を行う」とされたところです。

このことを踏まえ、別添のとおり任用事例を送付致しますので、今後の任期付職員制度の活用にあたっての参考として頂くようお願い致します。

連絡先

公務員課公務員第一係 酒井係長、西島

電話 03-5253-5542（直通）

## 任期付職員制度で他団体の定年退職者等を任用している具体的事例

### 富士市の事例

- 富士市立高等学校で副校長として一定期間勤務していた県の教職員を、定年後に、同校の校長として任期付職員として採用。

(経歴)・静岡県に教員として採用

- ・平成23年度～平成24年度 富士市立高等学校に副校長として勤務
- ・平成25年度～平成27年度 県立高等学校の校長として勤務
- ・平成27年度末 静岡県を定年退職
- ・平成28年度～ 富士市立高等学校の校長として採用(一般任期付職員 ※)

※地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項第1号

- 採用の理由

(能力)①市立高校の教育活動を理解し、リーダーシップを発揮して、基本理念に基づいた学校経営ができること②県教委等との協力、調整が行えること

(経歴・実績)①市立高校副校長としての実績(開校当初2年間)②県高校教育課での経歴(3年間)

### 川崎市の事例

- 募集内容:川崎市市民ミュージアムに勤務する担当係長(教育普及) ※平成23年5月1日～
- 業務内容:市民ミュージアムにおける青少年等に対する教育プログラム(講座・ワークショップ)の企画・開発など 例:川崎地域の歴史・民俗の解説など
- 応募資格:博物館や教育機関などにおいて、教育に関する実務経験を5年以上有する者

※地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項第3号